

FCB Escola KATSUSHIKA 実施に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と一般財団法人キッズチャレンジ未来（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第1条 この協定は、FCB Escola KATSUSHIKA（以下「FCB葛飾」という。）を通じて、甲及び乙が相互に協力して葛飾区のスポーツの振興及び地域活性化を図ることを目的として、FCB葛飾が第2条に規定する多目的広場の使用申請及び第3条に規定する第二管理棟の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 FCB葛飾とは、葛飾区においてサッカーの普及と指導を目的とし、FCバルセロナのサッカー哲学に基づいたトレーニングメソッドを学ぶことができる乙が実施するサッカーアカデミーをいう。

（多目的広場の使用）

- 第2条 乙は、FCB葛飾の実施のための葛飾区東金町運動場東金町多目的広場（東京都葛飾区東金町八丁目27番1号。以下「多目的広場」という。）の使用申請について、葛飾区体育施設条例施行規則（平成18年葛飾区教育委員会規則第20号）第6条第3項ただし書の規定により、同項に規定する申請期間前に行うことができるものとする。

（第二管理棟の使用）

- 第3条 乙は、FCB葛飾を実施するに当たり、東金町運動場第二管理棟（以下「第二管理棟」という。）を使用することに関し、教育委員会と賃貸借契約を締結することができる。

（スポーツの振興及び地域活性化策の実施）

- 第4条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するためのスポーツ振興策及び地域活性化策を連携及び協働して行うものとし、その実施に当たっては、甲及び乙で協議するものとする。

（有効期間等）

- 第5条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の3箇月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定の更新を拒絶する申出がない場合は、有効期間を1年間

更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 前項ただし書の規定による更新拒絶の申出をする場合は、甲又は乙は、文書にて通知をしなければならない。

(定めのない事項)

第6条 この協定書に定めのない事項又は双方に疑義の生じた事項については、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月30日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

葛飾区長 青木 克徳



乙 東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号

一般財団法人キッズチャレンジ

代表理事 秋元 雅

